

和泉市市民活動推進支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和泉市における地域及び社会の課題解決や新たな公共サービスの充実に資することを目的に行う市民活動に対し和泉市市民活動推進支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、市民活動の活性化及び協働の促進を図り、もって市民相互の協働・共生によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 市民の自主性及び自発性に基ついた公益性のある営利を目的としない社会貢献活動をいう。
- (2) 市民活動団体 ボランティア活動を行う団体、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の非営利活動を行う団体であつて、前号に規定する市民活動を行っているものをいう。

(支援対象団体の要件)

第3条 支援金の交付の対象となる市民活動団体（以下「支援対象団体」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たしている団体とする。

- (1) 市内に事務所を有し、主として市内において活動をしていること。
- (2) 規約、会則、定款等市民活動団体の組織、運営等に関する定め及び役員名簿等を有していること。
- (3) 団体を組織する構成員が5名以上であること。
- (4) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
- (5) 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (6) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。

(支援対象事業の要件)

第4条 支援金の交付の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たしている事業とする。

- (1) 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動に係る分野その他社会貢献に係る分野のものであること。
- (2) 営利を目的としないものであること。
- (3) 事業の主たる効果が市内で生じると認められるものであること。
- (4) 市民を主たる対象とするものであること。

- (5) 当該市民活動団体の構成員のみを対象とするものでないこと。
- (6) 支援金の交付を受けようとする年度に直接和泉市から他の補助金等の交付を受けていないこと。

(支援金の種類)

第5条 支援金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 公益活動支援コース ある特定の課題をテーマにし、地域及び社会の課題解決に取り組む公益活動を対象とする。
- (2) 地域活性化コース 地域に縁のある団体が地域の活性化、交流促進、伝統文化継承(祭礼等)に取り組み、地域課題の解決及び地域社会の貢献に繋がる事業を対象とする。

2 各々の支援金の分類については、別表第1に掲げるものとする。

(支援対象事業の募集)

第6条 市長は、期間を定めて支援対象事業の募集を行うものとする。

2 前項の募集に当たっては、市の広報紙及びホームページへの掲載その他適当と認める方法により行うものとする。

(エントリー)

第7条 支援金の交付を希望する市民活動団体(以下「申請者」という。)は、和泉市市民活動推進支援事業支援対象団体エントリーシート(様式第1号。以下「エントリーシート」という。)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要調書(様式第2号)
- (2) 規約、会則、定款等及び役員名簿等の写し
- (3) 事業計画書(様式第3号)
- (4) 収支予算書(様式第4号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 一の市民活動団体がこの要綱の定めるところにより申請できる事業は、1年度につき1事業とする。

3 後援名義を使用しようとする申請者は、第1項の書類に加え、和泉市後援名義使用承認事務取扱要綱(平成24年7月25日制定)第3条第1項第1号の和泉市後援名義使用承認申請書を市長に提出し、同要綱に基づく承認を受けなければならない。

(審査等)

第8条 市長は、前条第1項の規定によりエントリーシートの提出を受けたときは、支援対象団体の可否並びに支援対象事業及び支援金の交付額について、和泉市助成審査委員会規則(平成24年規則第66号)別表に規定する和泉市市民活動推進支援事業審査会(以下「審査会」という。)による審査を求めるものとする。

- 2 前項の規定による審査は、第5条による支援コースに基づき、次の方法により行う。
 - (1) チャレンジコースの審査は、第7条の規定により提出された申請書類と申請者による事業の説明等（以下「面談」という。）により行う。
 - (2) ステップアップコースの審査は、申請書類と申請者が公開の場で行う事業の説明等（以下「公開プレゼンテーション」という。）により行う。
 - (3) 地域活性化コースの審査は、申請書類と面談により行う。
- 3 前項の規定による面談及び公開プレゼンテーションは、市長が必要と認めた場合は省略することができる。
- 4 支援対象事業の審査等に係る基準は別表第2に定めるとおりとする。
- 5 市長は、支援対象事業の審査等に関し、必要があると認めるときは、実地に調査を行うことができる。

（支援対象団体の決定等）

第9条 市長は、前条の審査を経たときは、当該審査の結果を考慮し、速やかに支援対象団体とするか否か及び支援金内定額を決定するものとする。この場合において、市長は、支援対象団体の決定をしたときは、必要な条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の規定により支援対象団体とすることの可否を決定したときは、申請者へ、支援対象団体可否決定通知書（様式第5号）により通知し、支援金内定額について、和泉市市民活動推進支援金額内定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（支援対象経費）

第10条 支援の対象となる経費は、支援対象事業の遂行に直接必要な経費とし、別表第3に定めるとおりとする。ただし、団体の運営費及び維持費等補助対象事業に直接関係しない経費を除く。

- 2 支援金の交付の対象となる期間は、申請者が第9条第2項に基づき支援対象団体と決定された日から申請事業完了までに支出されたものとする。ただし、支援対象事業の遂行の確保のためやむを得ないと市長が認めた場合に限り、支援対象団体決定前の経費についても交付の対象となる経費に含めるものとする。

（支援対象団体への支援金の額等）

第11条 支援対象団体に交付する支援金の額は、予算の範囲内において市長が定めるものとする。

- 2 各支援コースにおける支援金の交付額は、別表第1に定める支援限度額を上限とし、支援対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、当該支援対象事業に係る支援金以外の収入の総額に支援金を加えた額が支出の総額を上回る場合は、その差額を支援金の額から控除するものとする。
- 3 前項の規定による補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 各支援コースにおける支援回数は別表第1に定めるとおりとする。

(審査結果の公表等)

第12条 市長は、第8条に基づく審査等を終了したときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 各支援対象団体の名称及び連絡先並びに得点

(2) 各支援対象事業の名称及び内容

(3) 各支援対象事業に係る対象経費の額及び交付申請額並びに支援金内定額

(交付申請)

第13条 第9条第2項により通知された支援金の交付を受けようとする申請者は、和泉市市民活動推進支援金交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第14条 市長は、前条の規定により交付申請を受理したときは、申請者に対し速やかに予算の範囲内にて支援金の交付決定をしなければならない。

2 市長は、前項の交付決定をしたときは、速やかに和泉市市民活動推進支援金交付決定通知書(様式第8号)により、当該交付決定を受けた支援対象団体(以下「支援決定団体」という。)にその旨を通知するとともに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 各支援決定団体の名称

(2) 各支援決定団体に係る支援金の交付申請額及び交付決定額

3 市長は、第1項の規定により支援金の交付を決定したときは、支援金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更等)

第15条 支援決定団体は、当該支援金の交付の対象となった事業を変更しようとするときは、あらかじめ和泉市市民活動推進支援事業内容変更申請書(様式第9号)に変更後の事業計画書(様式第3号)及び収支予算書(様式第4号)を添えて、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める基準に従い不要と認めるときは、この限りではない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、当該申請の内容について精査するとともに審査会に報告し、その意見を求めるものとする。ただし、市長が別に定める基準に従い不要と認めるときは、この限りではない。

3 市長は、第1項の変更申請について、当該申請内容を承認するときは和泉市市民活動推進支援事業内容変更可否決定通知書(様式第10号)により通知するとともに、変更事項を公表しなければならない。

4 支援決定団体は、当該支援金の交付の対象となった事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ和泉市市民活動推進支援事業支援決定団体エントリー取下届(様式

第11号)により市長の承認を受けなければならない。

5 市長は、前項の申請を受けたときは、当該申請の内容について精査するとともに審査会に報告し、取下げの届出があった旨を公表するものとする。

(支援決定事業の遂行)

第16条 支援決定団体は、支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、当該交付決定に係る支援対象事業（以下「支援決定事業」という。）を行わなければならない。支援金を他の用途に使用してはならない。

(支援決定事業の遂行の指示)

第17条 市長は、支援決定事業が支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、支援決定団体に対し、これらに従って事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告書等の提出)

第18条 支援決定団体は、支援決定事業を完了したときは、速やかに、当該支援決定事業の成果を記載した和泉市市民活動推進支援事業実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第13号）
- (2) 収支決算書（様式第14号）
- (3) 事業実施に係る記録写真、資料等
- (4) 領収書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(支援金額の確定)

第19条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書等の提出があったときは、審査会の意見を聴いた上で、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、支援金の額を確定し、和泉市市民活動推進支援金額確定通知書（様式第15号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の額を確定したときは、前条に規定する各支援決定団体の実績報告書及びその添付書類を縦覧に供するとともに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 各支援決定団体の名称
- (2) 各支援決定団体に係る支援金の交付決定額及び支援金確定額

(支援金の請求等)

第20条 支援決定団体は、前条第1項の規定により支援金の交付額の確定の通知を受けたときは、速やかに和泉市市民活動推進支援金交付請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めると

きは、当該支援決定団体に支援金を交付するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず支援決定団体が概算払いにより支援金の交付を受けようとするときは、和泉市市民活動推進支援金概算払請求書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。この場合において、概算払いにより交付を受けることができる支援金の額は、交付決定額の3分の2以内の額とする。
- 4 前項の規定により概算払いによる支援金の交付を受けた支援決定団体は、前条第1項の規定により支援金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに、当該支援金の額の確定に基づく精算をしなければならない。

（交付決定の取消し）

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、和泉市市民活動推進支援金交付決定取消通知書（様式第18号）により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支援決定団体が虚偽その他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) 支援決定団体が支援金を支援決定事業以外の用途又は対象経費以外に使用したとき。
- (3) 支援決定団体が支援決定事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 支援決定団体が交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 支援決定団体が市長の指示に従わないとき。
- (6) 支援決定団体が第3条における支援対象団体の要件を満たさなくなったとき。
- (7) 支援決定団体が第4条における支援対象事業の要件を満たさなくなったとき。
- (8) 支援決定団体から第15条第4項におけるエントリー取下げ届の提出があったとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援決定団体がこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、天災地変その他支援金の交付決定後に生じ、又は判明した事象により支援金を交付することが適当でなくなったと認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は第19条第1項の規定による支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（支援金の返還）

第22条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、支援決定事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第19条第1項の規定により支援決定団体に交付すべき支援金の額を確定した場合において、既に当該確定額を超える支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。

附 則 (令和3年10月20日)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により提出された書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 (令和6年7月25日)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (令和7年7月17日)

この訓令は、令達の日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

(1) 公益活動支援コース

区分	補助率	支援限度額	支援回数
チャレンジコース (初動・拡充支援)	支援対象経費の2/3以内	100,000円	3回まで
ステップアップコース	支援対象経費の1/2以内	800,000円	制限なし

(2) 地域活性化コース

区分	補助率	支援限度額	支援回数
地域活性化コース	支援対象経費の1/2以内	800,000円	制限なし

別表第2（第8条関係）

（1）公益活動支援コース

チャレンジコース

審査基準		判定
公益性	①広く市民の共感が得られる事業であるか。	
	②事業の成果が不特定多数の市民（配慮が必要な市民を含む）の利益につながる事業であるか。	
	③地域及び社会の課題解決につながる事業であるか。	
継続性	④事業の成果が広く波及する事業であるか。	
	⑤補助金だけに頼らず自己努力による財源確保に努めた事業であるか。	
実行性	⑥目的・効果が明確であり、実行可能な方法で事業計画、予算が立案されている事業であるか。	
	⑦事業の成果が期待できる体制を確保できているか。	
	⑧事業にかかる申請額が適切であるか。	
	⑨団体の構成員や組織が安定しているか。	
協働性	⑩広く市民や団体等が参加・参画することができる事業であるか。	
	⑪市民や各団体の相互連携を促進するきっかけづくりになる事業であるか。	
	⑫世代や地域等、幅広い交流、協力が図られる事業であるか。	
公開性	⑬事業内容を積極的に情報発信するように工夫されているか。	
	⑭より多くの市民が関心を持ち、事業に参加できるように工夫されているか。	
発展性	⑮事業の発展や継続的な展望が期待できる事業であるか。	

備考

- 1 申請書類と面談により審査を行い、審査基準に基づく6項目において適正であるかについて判定を実施する。
- 2 審査基準の全ての項目において適正であると判定された場合は、支援対象団体と決定する。
- 3 ひとつの項目でも適正でないと判定された場合は、支援対象外と決定する。

ステップアップコース

審査基準		配点
公益性	①広く市民の共感が得られる事業であるか。	10
	②事業の成果が不特定多数の市民（配慮が必要な市民を含む）の利益につながる事業であるか。	10
	③地域及び社会の課題解決につながる事業であるか。	10
継続性	④事業の発展や継続的な展望が期待できる事業であるか。	5
	⑤事業の成果が広く波及する事業であるか。	5
	⑥補助金だけに頼らず自己努力による財源確保に努めた事業であるか。	5
実行性	⑦目的・効果が明確であり、実行可能な方法で事業計画、予算が立案されている事業であるか。	5
	⑧事業の成果が期待できる体制を確保できているか。	5
	⑨事業にかかる申請額が適切であるか。	5
	⑩団体の構成員や組織が安定しているか。	5
協働性	⑪広く市民や団体等が参加・参画することができる事業であるか。	5
	⑫市民や各団体の相互連携を促進するきっかけづくりになる事業であるか。	5
	⑬世代や地域等、幅広い交流、協力が図られる事業であるか。	5
公開性	⑭事業内容を積極的に情報発信するように工夫されているか。	5
	⑮より多くの市民が関心を持ち、事業に参加できるように工夫されているか。	5
先駆性 展開性	⑯これまでにない（少ない）新しい取り組みであるか。または、新たな視点、発想から提案されたものであるか。 または、 他の事業に対しモデル（見本）となる内容であり、他団体や他地域に広くひろがりをみせる事業であるか。	10
合計		100

備考

- 1 申請書類、プレゼンテーション及び質疑事項を評価し、審査基準に基づき採点を行う。
- 2 合計得点は、全審査委員の各項目における採点の平均点の合計を得点化するものとする。
- 3 合計得点が60点以上の場合には支援対象団体と決定し、60点未満の場合には支援対象外とする。

(2) 地域活性化コース

審査基準		配点
公益性	①広く市民の共感が得られる事業であるか。	10
	②事業の成果が不特定多数の市民（配慮が必要な市民を含む）の利益につながる事業であるか。	10
	③地域及び社会の課題解決につながる事業であるか。	10
継続性	④事業の発展や継続的な展望が期待できる事業であるか。	5
	⑤事業の成果が広く波及する事業であるか。	5
	⑥補助金だけに頼らず自己努力による財源確保に努めた事業であるか。	5
実行性	⑦目的・効果が明確であり、実行可能な方法で事業計画、予算が立案されている事業であるか。	5
	⑧事業の成果が期待できる体制を確保できているか。	5
	⑨事業にかかる申請額が適切であるか。	5
	⑩団体の構成員や組織が安定しているか。	5
協働性	⑪広く市民や団体等が参画することができる事業であるか。	5
	⑫市民や各団体の相互連携を促進するきっかけづくりになる事業であるか。	5
	⑬世代や地域等、幅広い交流、協力が図られる事業であるか。	5
公開性	⑭事業内容を積極的に情報発信するように工夫されているか。	5
	⑮より多くの市民が関心を持ち、事業に参加できるように工夫されているか。	5
集客性	⑯広く市民の参加が期待できる魅力ある事業であるか。	10
合 計		100

備考

- 1 申請書類及び面談を評価し、審査基準に基づき採点を行う。
- 2 合計得点は、全審査委員の各項目における採点の平均点の合計を得点化するものとする。
- 3 合計得点が60点以上の場合は支援対象団体と決定し、60点未満の場合は支援対象外とする。

別表第3（第10条関係）

費目	対象となる経費
報償費	講師謝礼、調査・研究の報償費、イベント等の参加賞その他これらに類するもの（ただし、報償費については、対象経費の上限を、1日1団体（個人）につき300,000円とする。また、参加賞については、対象経費の上限を1人当たり300円とする。）
旅費	交通費、通行料、ガソリン・軽油代その他これらに類するもの
消耗品費	文房具の購入費、暖房用燃料費その他これらに類するもの
食糧費	食事代、飲料費その他これらに類するものの内、下記に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部講師の弁当・飲み物代等に限り1人1,000円を上限として対象経費とする。 ・ 身体を動かす作業等を伴う事業で水分補給が必要と思われる場合のみ、飲み物代として1人200円を上限として対象経費とする。（ただし、5月1日から10月31日までの事業における飲み物代を対象とする。）
印刷製本費	パンフレット、ポスター等の印刷費、簡易印刷（コピー）費
役務費	郵便料、通信料や振込み手数料、各種保険料その他これらに類するもの
委託料	団体の本来業務では対応できない専門的な技術・知識を要するもの（事業のすべてを委託する場合は不可）
使用料及び賃借料	車両、機械、会場使用料その他これらに類するもの
原材料費	加工用、工事用の原材料等
備品購入費	支援対象事業の遂行に必要な不可欠なものに限る（ただし、備品購入費は、備品を除く対象経費の3分の1までとし、且つ1品当たり5万円を上限として計上することができる。）。
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

備考

- 1 申請事業を実施するために直接必要な経費のみを対象とする。
- 2 領収書等が無く使途が不明な経費は対象外とする。
- 3 団体の管理運営費（賃借料、光熱水費、電話料金等）は対象外とする。